

○ 条例改正事項についての審議会の意見

項目1 定義, 適用対象

論点	〈論点1〉 「個人情報」の定義
法令の分析	個人情報の定義について、特定の個人を識別することができるものであって、他の情報と容易に照合し識別できるものを含むと規定された。
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。 C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。
論点	〈論点2〉 要配慮個人情報
法令の分析	個人情報の中で取扱いに特に配慮を要するものを要配慮個人情報とする。また、地域の特性に応じ、条例要配慮個人情報を規定することができる。
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。 C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。条例要配慮個人情報の効果である「漏えい時の本人通知」は、項目3論点2で義務付けを求める。

審議会の意見の分類

A	条例に独自の規定を検討するもの
B	改正法からの委任で、規定することを検討するもの
C	改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの

〈論点3〉 実施機関	
地方公共団体の議会については、自律的な立場から、個人情報保護法の規律の対象外とされた。	
現行条例と同じく、議会も新条例の適用対象として規定することを検討することが望ましい。	A
地方公共団体と議会の個人情報保護の仕組みは、一体のルールで実施されることが、市民にとってわかりやすいため。	

項目2 取扱いの制限

論点	〈論点1〉 手段の適正性
法令の分析	改正法では、個人情報の収集について、「偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない」と規定されている。
審議会の意見	条例で規定する必要性はない。 C
理由	現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。
論点	〈論点3〉 目的外利用・提供の制限
法令の分析	改正法では、目的外の利用・提供が認められる場合の要件に、「相当の理由があるとき」、「特別の理由があるとき」と定められている。
審議会の意見	・特に必要な場合に限定して、審議会への意見聴取を行うことが必要。 ・個人情報ファイル簿への目的外の提供先と利用目的の明記を規定することが適当。 A
理由	・特に必要な場合、審議会に意見を聴くことで客観性を確保するため。 ・個人情報の目的外の提供先と利用目的を可視化することは重要であるため。

〈論点2〉 本人外収集の制限	
現行条例では本人収集が原則だが、それ以外の収集も認めている。改正法の規定では、収集方法によらない適正な取扱いが規定されている。	
条例で規定する必要性はない。 C	
現行条例の規定と実質的に違いのない改正法の規定が適用されるため。	
〈論点4〉 電算処理、結合の制限	
改正法では、電子計算機処理、電子計算機の結合の制限が規定されていないが、安全管理措置等の義務化によりデジタル化に対応する実質的保護が定められている。	
思想、信条等の個人情報を電子計算機処理する場合は、審議会への意見聴取等を行うことが必要。 A	
改正法の漏えい防止等の安全管理措置などが義務化されることで、基本的には現行条例での目的を達成することができるが、上記の個人情報については、慎重な取り扱いをすることが必要なため。	

京都市における個人情報保護制度の見直しについて
答申（案）-概要版-

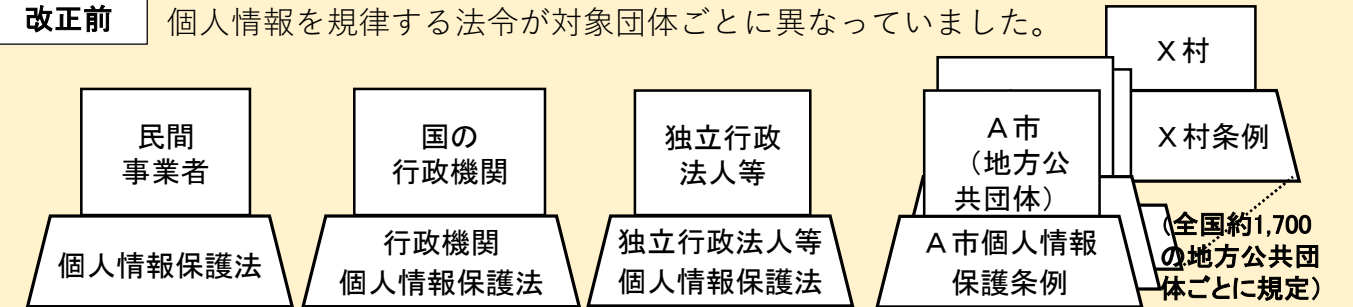
令和4年6月

京都市情報公開・個人情報保護審議会

デジタル社会の形成を目指し、個人情報の保護と活用の両立が重要な課題となる中、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和5年4月から、全ての地方公共団体にも、その改正法が直接適用されます。
これに合わせて、京都市個人情報保護条例の改正などが必要となっています。

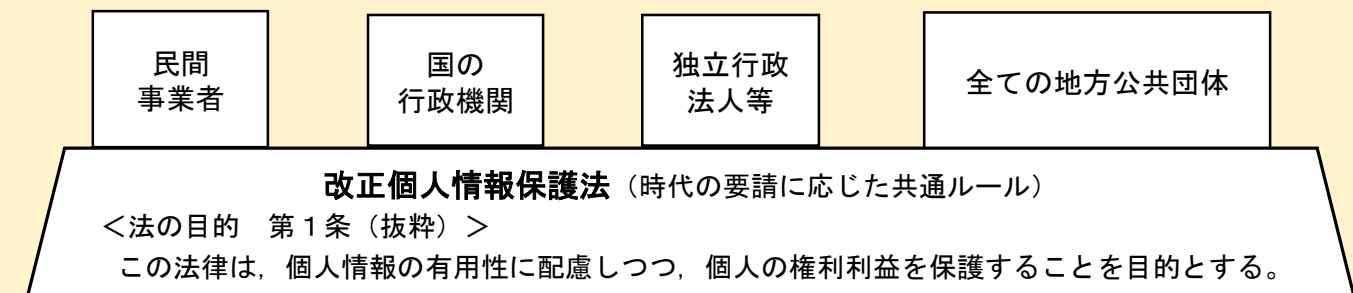
○ 国の個人情報保護法改正

改正前 個人情報を規律する法令が対象団体ごとに異なっていました。



官民や地域の枠を超えたデータの利活用や、保護水準のばらつきなどの問題がありました。

改正後 法令の一元化で、全国的な水準の確保、情報の保護と活用の両立に繋がります。



個人情報の保護

- 個人情報の取扱いの共通ルールにより保護水準が全国的に担保できる
- 独立した国の個人情報保護委員会が全ての対象団体を一元的に監視監督する
- 国、各自治体間で共通ルールが適用され、住民に理解いただきやすい

個人情報の活用

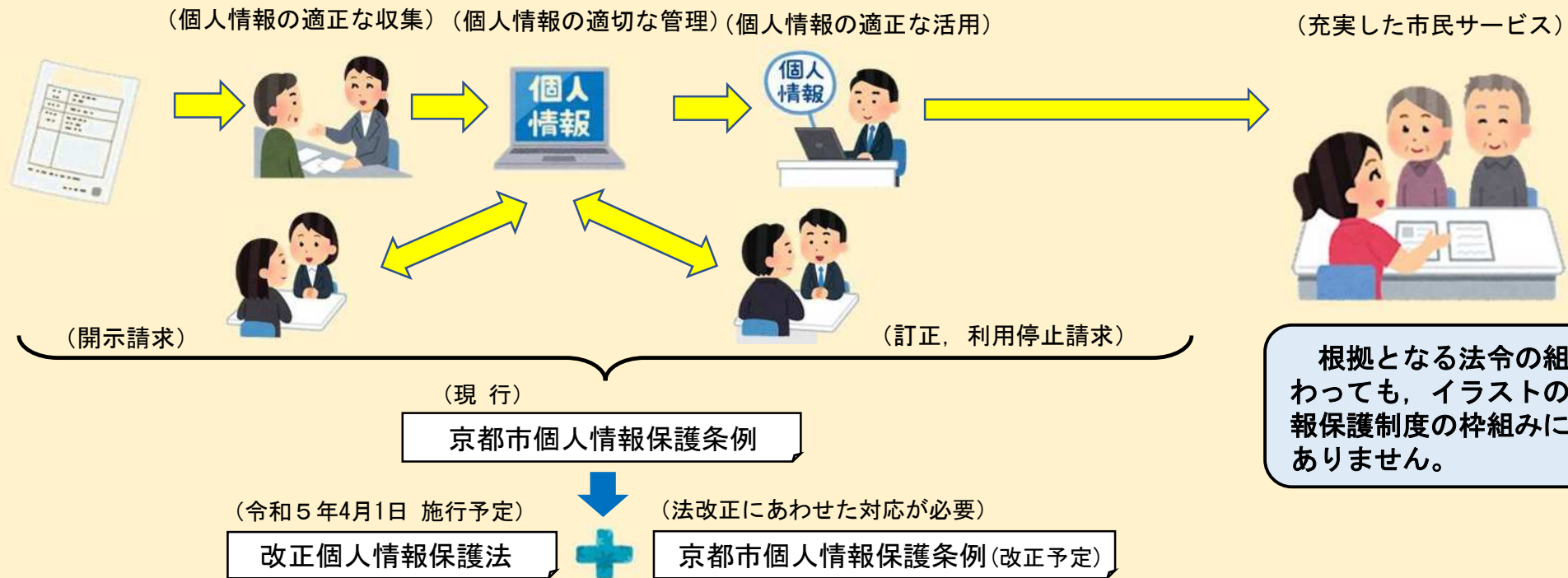
- 国や自治体間の情報連携が進めば住民の利便性やサービスに繋がる
- 多様なデータの活用が進めば、社会や地域の課題解決、医療や学術の分野など新たな産業創出などが期待できる



京都市の個人情報保護制度

京都市では、市民の皆様からお預かりした「個人情報」を、京都市個人情報保護条例に基づき、厳格に取り扱っています。

令和5年4月1日からは、個人情報保護法のルールとあわせて、引き続き皆様の「個人情報」を適正に取り扱うこととなります。



根拠となる法令の組み合わせが変わっても、イラストのような個人情報保護制度の枠組みに大きな変更はありません。

見直しの基本的な考え方

個人情報保護制度は、法律の全国共通ルールが適用されます。これに、これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要です。

デジタル技術によりデータの利活用が進み、生活が便利になりますが、技術は日進月歩であることから、システム面、技術面でのデジタル対策とチェックが重要です。

全国共通ルールの適用や個人情報保護委員会の監督により、審議会の関与の形は変化しますが、高度な専門性や市民感覚などの点から、引き続き、第三者機関である審議会の役割は重要です。

法律と条例の関係を踏まえた審議会の意見

条例の適用（平成6年度～）

改正法と新条例の適用（令和5年4月予定）

審議会意見（制度見直しの類型）

詳細は、次ページ以降を参照してください

全国共通ルールとして
改正法で規定



条例の各規定の大半は、法律に、相当する規定があります

＜条例に独自の規定を検討するもの＞ A
京都市の個人情報保護制度の実績、実情に応じ、独自の規定を条例に定める。
→ 例：開示決定の期間短縮
個人情報ファイル簿に目的外提供先及び利用目的を明記
審議会の関与

＜改正法からの委任で、条例に規定することを検討するもの＞ B
→ 例：開示請求及び行政機関等匿名加工情報(※)利用の手数料規定

＜改正法に必要な規定があるため、条例で規定しないもの＞ C
→ 例：「個人情報」の定義、不開示情報の範囲

(※)「匿名加工情報」とは、特定個人を識別することができないように個人情報を加工し、個人情報を復元できないようにした情報であり、厳しい制約のもと第三者に提供し利用に供するもの。改正法で新たに導入される。